

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和4年度第4回相模原市コンプライアンス推進委員会 (w e b 会議)		
事務局 (担当課)		コンプライアンス推進課 電話042-707-7040 (直通)		
開催日時		令和5年1月27日 (金) 午前10時00分～11時35分		
傍聴会場		相模原市役所会議室棟1階 第1会議室		
出席者	委員	3人 (別紙のとおり)		
	その他	0人 (別紙のとおり)		
	事務局	4人 (総務局参事、コンプライアンス推進課長、他2人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 内部統制中間評価報告書 (案) について 2 コンプライアンス推進の取組についての意見書 (案) について		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 内部統制中間評価報告書（案）について

事務局より資料1-1～1-6に基づき内部統制中間評価報告書（案）について説明、報告し、意見交換を行った。

（亀重委員） 資料1-2、12番の74か所に支払うべきところ1件に振り込んでしまった案件について、重大な不備に取り上げなかった理由と、26番の随意契約の事案について、250万円までは随意契約で行い、入札等は行っていないのか。併せて、少額の契約について同じ業者に繰り返し発注をしていないかといった点検は行っているのか。また、10番の重度障害者等特別給付金の振込について264件が一部不能となった理由は。

13、15番の前払金の失念について、短期間の間に2回も発生しているが、原因は何か。

（事務局） まず、10番の重度障害者等特別給付金の一部振込不能となった事案だが、支払い対象の市民の口座が市のシステムに登録されているのだが、今回は特定の銀行の口座のみエラーが発生してしまい、振込不能となった。そのエラーに担当者が気づかなかった原因は、同じ口座情報を使用して、これまで国から給付金を支払った際に、国のシステムでは正常に支払ができていたことから、担当者が市のシステムでも支払いができるものだと思い込んでしまったためである。

続いて12番についてだが、本来74事業者に払うべきものを誤って1事業者に支払ってしまったものである。その原因だが、この支払は市のシステムの「大量集合」という機能を使用して支払っており、その操作の際に入力すべき大量集合番号という番号が未入力でエラーが表示されたものの、そのエラーを回避するために、本来は入力の必要がない業者の口座情報等を1件だけ入力してしまったことにより、当該事業者に全額振り込まれてしまった。結果的にすぐに返金され、他の業者にも正しく振り込むことができたが、一步間違えれば大きな影響が発生する事案であった。

再発防止策について、抜本的なシステム修正は大規模な作業になってしまうが、表示されるエラーメッセージの内容を工夫して、大量集合番

号を必ず入力した上で次の操作に進むような形で修正を行っている。

13番の前払金の支払遅延事案については、当然あってはならない事案であるが、所管課はこういった大規模工事を実施することがまれであり、事務慣れていない状況の中で、結果的に請求書が提出されていたにもかかわらず支払遅延が発生してしまったものである。

15番の所管課は、毎年こういった工事を何件か行っているが、本件については契約書と前払金の請求書を一緒に綴じ込んでしまったことにより、支払遅延につながってしまったものである。

26番について、市では規則により随意契約ができる金額について、委託業務であればいくら、といった形で決められており、今回の事案は入札すべきところ、見積合せで契約をしてしまったものである。

随意契約という言い方についてであるが、入札ではなく、見積合せという方法があるかと思うが、本市では見積合せをした上での随意契約という言い方をしており、今回の件においても競争行為自体は行われている。ただし、今回のように250万円を超える契約については、入札の手続きを取らなければいけないところだったのだが、それを行っていなかったという事案である。

(亀重委員) 12番の件だが、システムの問題なのか、大量集合というシステムの意味がわからなかったので再度教えていただきたい。

(事務局) 市の財務システムの機能の一つで、複数の業者をまとめたリストのようなもので、そのリストの一つ一つ番号が振ってあるのが大量集合番号である。例えば1番の大量集合番号で支払うという設定をするとそのリストに入っている業者に支払われるという仕組みなのだが、今回はそのリストの番号を入れ忘れてしまった。その時にエラーメッセージが出たのだが、担当者が、そのリストに載っていた業者のうち1業者分の情報を入力したところ、システム上進むことができず、1業者に支払われてしまったものである。

(亀重委員) 振込票の各業者それぞれに金額が入っていたはずなのだが、何故それが1業者に全部まとめて振り込まれてしまったのか。システムの問題なのか人の問題なのかどちらなのか。

また、26番の随意契約の件は250万円以下の見積り合せにおいて、同じ担当者がずっと同じ業者に声をかけて見積合せを行っていないかというチェック機能が市の中にあるのか。

(事務局) 見積合せの業者選定については、全庁的な共通認識として偏りが無いように選定を行うという認識でいる。

(亀重委員) 担当者というのは、例えば10年、20年携わるというように、ずっと同じ担当なのか。

(事務局) 定期的に何かしらのチェックを行うといった仕組み自体はないが、市の場合、定期的な人事異動があるため、担当者は数年周期で変更になることがほとんどである。

また、契約の制度等を所管している部署が、偏りのない業者選定を行うよう通知を出すなど、周知徹底を図っている。業者選定に当たっては、公平性の観点から注意深く選定しなければいけないと思っている。

(白澤委員) 13番、15番の支払遅延だが、違約金が発生せず損害が発生しなかったとのことだが、相手方が支払が遅れることを了承してくれたから損害が発生しなかったのではないかと思うが、本来であれば年3%の遅延損害金を払わなければいけなかったのではないかと思うが、短い期間に複数回支払遅延が発生しているので、もう少し自覚して事務に取り組んでもらった方がよいと感じた。

44番の架空物品の発注については、他の事案と質が違うのではないかと思う。金額が少ないわけではないと思うし、1件だけであったとしても、あえてこういった発注をかけること自体がありえない話だと思うので、しっかりと対策等を行った方がよいのではないか。

(事務局) 44番の教職員の不適正な経理処理については重く捉えており、学校経理を担当している教育委員会の所管課においても再発防止として、検査、検収体制を改めて確認することになっている。学校は事務職員が1名、校長、副校長、あとは教員という体制の中で、事務職員が1名で物品の発注や納品を受けたり、検査、検収を受けたりすることがないように、学校長が指定した者により、発注者と検査、検収者を別の者として複数人で納品の確認を行う形を徹底している。また、予算の執行管理における責任者は学校長であることから、学校長が執行状況について管理を徹底する。

この不適正経理の要因の一つが、教職員から急な物品購入の依頼があり、事務職員が対応せざるを得ないという状況が明らかになった。各学校において、授業や行事に係る準備を計画的に行うようにという周知も行っているところである。

13番、15番の前払金支払遅延の件だが、偶然ではあるが、近い日付で金額が大きい事案がそれぞれ異なる所属で発生したものであることから、中間評価報告書の附属資料にも記載したが、全庁に事案の共有と注意喚起を行い、リスク対策を徹底するよう周知したところである。ま

た、年3%の遅延損害金についてであるが、今回支払遅延となったのは前払金で、全体の契約金額のうち一定の上限額までを事前に支払うというもので、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に該当するか、所管課から契約課に確認を取り、遅延損害金には当たらないことを確認したと報告を受けている。

時期が近いという点についてだが、市役所の事務の流れの中で、4月に新年度になり、入札を行い、契約の手続きが完了し、工事が始まるという流れの中で、この時期がちょうど前払金を支払うタイミングだったという状況もある。

(亀重委員) 12番の件について再度お教えいただきたい。74件あったものをどうして1件に振り込んでしまったのか。人の問題なのかシステム上わかりにくくなってしまっているのか、どちらなのか。

(事務局) 両方の側面がある。支払自体は毎月行っているもので、この月の支払において、大量集合番号を入れ忘れたという担当者的人為的なミスがあったものと考えている。一方で、そのようなミスに対してエラーメッセージがわかりづらかったり、1件分の業者情報を誤って入力してしまったことで、大量集合の処理にもかかわらず、システム上通ってしまったというシステム上の問題もあったと考えている。

(亀重委員) 74件分の金額が入っていて、大量集合の番号がなかっただけなのか、最初から金額が入っていなかったのか。

(事務局) 1件毎の金額は入力されていて、支出伝票に内訳もついていた。しかしながら、システム上大量集合番号が入力されていなかったかつシステムに本来不要であった一番最初の業者の口座情報を入力してしまったため、1業者に振り込まれてしまったものである。

(亀重委員) 全体の金額が自動的に集計されたのか。

(事務局) 他の処理でも同様なのだが、全体の合計金額が支出命令票の合計金額に入力されていたため、その金額が1業者に振り込まれてしまったものである。

(松井委員) 確認だが、重大な不備と判断するかどうかの基準は何なのか。よくわからないまま重大な不備とはしないと判断されているようにも見える。特に44番に関しては、預け金であり、現金の不適切な処理以外の何物でもなく、先ほどの説明だと、教職員からの急な支出の要請から、業者との間で書類の調整を行ったとのことだが、公金の不正利用である。これは処分の対象にもなっていることから、重大な不備にしないこと自体が重大な不備なのではないかと思うのだが、その基準を教えてほしい。

(事務局) 本事案については、不備の再発事案ではないので、本市の重大な不備の基準としては、社会的、経済的影響が著しく大きいかどうかということになる。この「著しく大きい」かどうかという判断については、金額や対象件数、影響が及んだ人数、期間等を考慮して判断するという考え方である。

(松井委員) 再発かどうかは要件ではないのではないかと。中間評価報告書の8ページの「経済的・社会的影響が大きい不備又は再発か否かにかかわらず、経済的・社会的影響が著しく大きい不備」という定義がされていることから、再発ではないということは理由になっていないのではないかと。初発であっても当然運用上の重大な不備と判断すべきだと思う。また、「経済的・社会的影響が大きい」というのは何を言っているのか。本事案は社会的影響は大きいと思う。経済的影響についても20数万円というのは果たして小さいのか。判断の材料に幅がありすぎるのではないかと。このような判断が出てきた経緯について詳細を説明していただきたい。

(事務局) 不備の再発か否かについては、不備の再発の場合、経済的・社会的影響が大きいか否か、再発ではない場合、経済的・社会的影響が著しく大きいかという基準になっている。経済的影響が著しく大きいかどうかという部分において、本市においては金額の基準は現在はない。この部分については今後の課題であると感じており、事例を積み重ねながら検討していきたいと考えている。

本事案の判断の理由だが、教職員の懲戒処分に至っているという事案であること、4年間不備を把握できなかったという体制であったことから社会的影響はあったものと認識している。金額については、経済的影響が著しく大きいとまでは言えないだろうと、これまでの内部統制部会や内部統制幹事会では判断してきた。

(松井委員) これを重大な不備としないという判断は、一度事務局で持ち帰り再度判断し直した方がいいのではないかと。扱っているのは公金であり、26万円だから影響がないというのは考え直した方がいいと思う。この説明では社会的に納得される方はいないと思う。これは確定されているのか。

(事務局) 重大な不備の判断や内部統制中間評価報告書については確定されていない。この事案については、一度事務局で持ち帰り改めて検討させていただく。

(松井委員) コンプライアンス推進委員会がこの内部統制中間評価報告書にどれくらい責任を持つかわからないが、これは差し戻して再度検討すべきで

あると思う。それでも重大な不備にはしないという判断なのであれば、それは市の判断だが、委員会としては承服し難いというのをどこかに記載していただきたい。

(事務局) 承知した。コンプライアンス推進委員会でいただいたご意見を踏まえて次の内部統制調整会議に諮るため、判断について改めて検討したいと思う。

(白澤委員) 44番については、重大な不備ではないというのはいえなないと思うし承服しかねる。

(松井委員) 外形的な基準があり、金額や社会的影響などの基準があって、それに合致しないという説明ができればいいのだが、今の説明では説明になっていないと思う。

(事務局) 承知した。改めて検討する。

2 コンプライアンス推進の取組についての意見書(案)について

事務局より資料2-1、2-2に基づきコンプライアンス推進の取組についての意見書(案)について説明、報告し、意見交換を行った。

(亀重委員) 意見書14ページ(31)の見方がわからないので教えてほしい。パーセントとは何の数字なのか。

(事務局) 問31は複数選択が可能な設問である。複数選択可の記載が抜けていたため修正する。

例えば、設問1で仕事へのやりがいを感じていると回答した1,154人のうち、「自分の仕事の意義や役割を意識できること」と回答した割合が75.8%、「自分の仕事について認められること」と回答した割合が66.9%、といった見方になる。設問31は複数回答できることから合計が100%は超える。

(松井委員) やりがいを感じている1,154人のうち、自分の仕事の意義や役割を意識できることと答えている人が75.8%という見方で間違いないか。表がわかりにくいのではないか。

(事務局) グラフの示し方がわかりにくく、誤解を招くので、グラフの表記について改めて検討したい。

(松井委員) 100分率のグラフの中で示そうとするから中の数字との不一致が生じてしまい、わかりにくくなっているのではないか。

(事務局) 例えば、3~5ページのハラスメントの割合のようなグラフで、やりがいを感じている人が何を選んでいるのかを示すなどした方がわか

りやすいと思う。

(松井委員) 併せて複数回答可である旨を記載しておいた方がよい。

(白澤委員) ハラスメントの設問16から18までで、過去2年以内に限定しているがこの根拠はあるか。

(事務局) 事務局において設問の内容を検討した際に、この意識調査が2年に1度行われることから、2年以内という形で設問を設定した。

(白澤委員) 前の調査とは比較が難しいということか。

(事務局) 前回と設問を変えているので比較することはできない。

(白澤委員) 承知した。

(松井委員) 他になければ本日の議題は以上であるが、事務局から何かあるか。

(事務局) 今後のスケジュールについてお伝えする。次回は、今年度最後の委員会として3月中旬ごろを予定している。内容は令和4年度コンプライアンス推進に係る取組結果、令和5年度コンプライアンス推進に係る取組について等を予定している。また、先ほど議論にあった内部統制中間評価結果については、改めて事務局にて検討し、結果を委員の皆様と共有させていただく。

(松井委員) 次回の委員会もWEB開催ということによろしいか。

(事務局) 次回もWEB開催を予定している。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を白澤委員とする。

以 上

コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	白澤 章子	弁護士	委員長代理	出席
3	亀重 恵美子	税理士		出席